

平成21年8月20日
経済産業省

特定商取引法に違反した訪問販売業者に対する 業務停止命令（6か月間）について

経済産業省は、訪問販売により海外商品先物オプション取引を行っている株式会社シーアンドピーインデックス(本社:東京都新宿区新宿)に対し、特定商取引法の違反行為を認定し、同法第8条第1項の規定に基づき、本年8月22日から平成22年2月21日までの6か月間、訪問販売に関する勧誘、申込みの受付及び契約の締結を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、不実告知、契約書面における記載の不備です。

1. 株式会社シーアンドピーインデックス(以下「同社」という。)は、「米国先物オプション取引」と称する役務の提供を行っているところ、同社は、この役務提供契約の締結について勧誘する際、明確な根拠を有していないにもかかわらず、「半年だけお預け下さい。必ずもうけさせます。」等と消費者に利益が生ずることが確実であると誤認させるような不実のことを告げていました。
2. また、同社が契約の際に消費者に交付する契約書面に、役務の対価に係る記載の不備がありました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

株式会社シーアンドピーインデックスに対する行政処分の概要

1. 事業者概要

- (1) 商号: 株式会社シーアンドピーインデックス
- (2) 代表取締役: 成松 義彦
- (3) 所在地: 東京都新宿区新宿二丁目19番1号
- (4) 資本金: 1,000万円
- (5) 設立年月日: 平成元年6月20日

2. 取引の概要

株式会社シーアンドピーインデックス(以下「同社」という。)は、「米国先物オプション取引」と称する役務の提供を行っている。

同社は、消費者に対し営業担当員から本件役務を提供する契約の締結について勧誘をする電話をさせ、関心を示した消費者の住居等に営業員を訪問させて、当該消費者に対し、本件役務を提供する契約の締結について勧誘をすることにより、当該住居等において当該契約の申込みを行い、顧客と当該契約を締結していた。

3. 行政処分の内容と期間

業務停止命令

平成21年8月22日から平成22年2月21日まで(6か月間)、特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

訪問販売に係る役務を有償で提供する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結について勧誘をすること。

訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。

訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

4. 業務停止命令の原因となる事実

(1) 契約書面の記載不備(特定商取引法第5条第1項)

同社が契約の締結に当たって消費者に対して交付する契約書面において、役務の対価に係る記載に不備があった。

(2) 不実告知(特定商取引法第6条第1項)

同社は、勧誘に当たり、「この取引に関しては、僕が絶対大丈夫と保証します。」、「この取引は60万円以上の利益が出るとしっかり約束ができます。」、「5割の利息で絶対もうかる。」、「半年だけお預け下さい。必ずもうけさせます。」、「絶対大丈夫です。確約できます。」、「リスクはあるのですが、今なら大丈夫です。」等と消費者に利益が生ずることが確実であると誤認させるような不実のことを告げて消費者を勧誘した。

5. 勧誘事例

【事例1】

株式会社シーアンドピーインデックスの営業員Z1は消費者Aの自宅を訪れ、「クルードオイルは今78ドルくらいですが、これが100ドルを超えるのは時間の問題です。これからおもしろいように上がります。」「この取引は損をすることがあることはありますが、オイルについては損はしません。今なら大丈夫です。」「今が千載一遇のチャンスです。」「この取引に関しては、僕が絶対大丈夫と保証します。」などと消費者Aに告げて、米国のオプション取引を勧誘した。

これを聞いた消費者Aは、この取引は最終的には間違いなくもうかると思い、契約をすることにした。

契約後も、営業員Z1は営業員Z2と消費者Aの自宅を訪れ、営業員Z2は、「100万円を預けてくれれば、すぐ160万円になって利益が出ます。」「この取引は60万円以上の利益が出るとしっかり約束ができます。」「必ずもうけます。」などと告げたので、消費者Aは、ここまで言うのだから任せても大丈夫かと思い、追加でお金を預けた。

途中、消費者Aが取引を止めようとしたところ、営業員Z1は、「もう少し様子を見ましょう。任せて下さい。」と言って、消費者Aの取引を止めさせなかった。ところが、契約から半年後、消費者Aの自宅に、オイルのオプション取引を権利放棄したため残高が0になったと書かれた紙が、同社から郵送されてきたので、消費者Aが驚いて同社に電話したところ、営業員Z1は、追加で預けた分の取引も今止めるとわずかな残高になると消費者Aに告げた。

【事例2】

株式会社シーアンドピーインデックスの営業員Yは、消費者Bの自宅近くの喫茶店で、「5割の利息で絶対もうかる。3か月で精算をする取引で、預けた金額に5割の利息を上乗せしてお返す。」「うちはプラスとマイナスの取引を同時に進めているので、損をすることはありません。プロだから信用して下さい。」などと告げて消費者Bを勧誘した。

消費者Bは、この取引はもうかり損はしないという営業員Yの言葉を信じ、契約をすることにした。

ところが、契約から3か月が過ぎた頃、消費者Bが同社に電話し、取引がどうなっているか尋ねたところ、同社の営業員は「いま売ると、10万円にしかありません。」「権利の期限である、あと10日でゼロになります。」と消費者Bに説明した。

【事例3】

株式会社シーアンドピーインデックスの営業員X1及びX2は消費者C宅を訪れ、「絶対にもうかりますよ。もうけさせますよ。」「半年だけお預け下さい。必ずもうけさせます。」などと告げて勧誘をしたので、消費者Cは、この言葉を信用し、半年後には自分が出したお金を返してくれると思い、契約をした。

また、消費者Cは、その後も何度か営業員X1にお金を預けたが、契約から約5か月後、営業員X1から電話があり、「えらいことになりました。Cさんの支払われたお金は、ほとんど1、2割になってしまいました。」と言われたので、消費者Cは消費生活センターに相談した。

【事例4】

株式会社シーアンドピーインデックスの営業員Wは消費者D宅を訪れ、「この取引は株と違って短期間でもうかる取引です。」、「絶対にもうかります。」、「絶対大丈夫です。確約できます。」、「私の勧める取引は絶対にもうかるので、株を解約し、そのお金で金の取引をしましょう。」、「リスクはあるのですが、今なら大丈夫です。」などと告げて消費者Dを勧誘した。

消費者Dは、今取引をすれば本当にもうかり株の損が取り返せて、損をすることはないのだと理解し、契約をすることにした。